

予定価格の事後公表について（R8.3.2 一部改正）

現在、海津市において、一般競争入札及び指名競争入札に付する 1,000 万円以下の工事及び建設工事に係る測量・コンサルタント業務については、予定価格を事前公表しております。

この度、令和 6 年 12 月にて閣議決定した「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、予定価格の事前公表の実施の適否について検討を行った結果、建設工事に係る設計測量・コンサルタント業務の予定価格につきましては、事後公表とすることといたしましたのでお知らせします。

なお、競争入札に付する 1,000 万円以下の建設工事については、予定価格の事前公表を引き続き実施してまいります。

今後も、公平性・公正性を確保し、透明性を重視した入札を実施してまいります。事前公表による弊害が生じた場合には、予定価格の公表方法について見直しを検討いたします。